

掛川市規則第20号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（企画政策課を除く。）」を削り、同項の表中

「

総務部	行政課	行政係 法務係 職員係
-----	-----	-------------

」

を

「

総務部	行政課	行政法務係 人材育成係 給与厚生係
-----	-----	-------------------

」

に、

「

	管財課	財産管理係 契約係
--	-----	-----------

」

を

「

	管財課	財産管理係 契約係 地籍調査係
--	-----	-----------------

」

に、

「

企画政策部	企画政策課	
	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 男女協働係
	地域支援課	地域づくり係 みどり推進係
	文化振興課	文化政策係 文化振興係
	I T政策課	情報化推進係 情報システム係
	市民課	管理係 窓口係

」

を

企画政策部	企画政策課	秘書係
	シティプロモーション課	広報広聴係 シティプロモーション係
	I T 政策課	情報化推進係 情報システム係
	市民課	管理係 窓口係
市民協働部	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 男女協働係 地域交通係
	文化振興課	文化政策係 文化振興係
	スポーツ振興課	スポーツ振興係
	観光交流課	観光交流係

に、

高齢者支援課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係
保健予防課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係

を

健康づくり課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
健康長寿課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係

に、

環境経済部	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係
	産業労政課	創業・労政係 企業誘致推進係
	商業観光課	商業振興係 観光交流係
	農林課	農政係 農産係
	お茶振興課	お茶振興係

を

環境経済部	産業労働政策課	創業・労政係 商業振興係
	農林課	農政係 農産係
	お茶振興課	お茶振興係
	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係

に、

	維持管理課	管理係 維持係
--	-------	---------

を

	維持管理課	管理係 維持係 公園緑化係
--	-------	---------------

に改め、同条第2項中「企画政策部」を「市民協働部」に、「部調整室」を「部政策室」に、「調整庶務係」を「政策調整係」に改め、同条第4項中「500人サポート推進室」を「W杯・オリパラ対策室、500人サポート推進室」に、「及び南部大須賀地域健康医療支援センター」を「、南部大須賀地域健康医療支援センター及び南部認定こども園化推進室」に改め、同項の表中

管財課	検査室	検査係
	地籍調査室	地籍調査係

を

管財課	検査室	検査係
-----	-----	-----

に、

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 行革推進係
	秘書広報室	秘書係 広報広聴係
生涯学習協働推進課	協働推進室	協働推進係

を

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 行革推進係
生涯学習協働推進課	協働推進室	協働推進係
スポーツ振興課	W杯・オリパラ対策室	

に、

商業観光課	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
-------	-------------	-------------

を

こども政策課	南部認定こども園化推進室	
産業労働政策課	企業誘致推進室	企業誘致推進係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係

に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 企画政策部に市長政策室を置き、同室に市長政策係を置く。

第7条（見出しを含む。）中「部調整室等」を「部政策室等」に改め、同条第1号中「総務部調整室調整庶務係」を「総務部政策室政策調整係」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 市民協働部政策室政策調整係

- ア 企画政策部及び市民協働部の各部内の庶務に関すること。
- イ 市民協働部内の調整に関すること。

(3) 健康福祉部政策室政策調整係

- ア 健康福祉部及びこども希望部の各部内の庶務に関すること。
- イ 健康福祉部内の調整に関すること。

(4) 環境経済部及び都市建設部の各部に置かれた政策室政策調整係

- ア 部内の庶務に関すること。
- イ 部内の調整に関すること。

第7条に次の2号を加える。

(5) 企画政策部市長政策室市長政策係

- ア 特命事項の調査及び計画に関すること。
- イ 市議会に関すること（市議会の招集及び議案に関することを除く。）。

- ウ 部内の調整に関する事。
- エ 国際交流の推進に関する事。
- オ 国際化施策の企画及び総合調整に関する事。
- カ 国際友好姉妹都市に関する事。
- キ 国際交流基金に関する事。
- ク 各種国際交流団体との連絡調整に関する事。

(6) 都市建設部事業調整室海岸整備推進係

- ア 津波対策掛川モデルの推進に関する事。
- イ 各種土木事業の調整に関する事。
- ウ 県施行河川改善受託事業に関する事。
- エ 県道の整備促進に関する事。
- オ 掛川バイパスの4車線化の建設促進に関する事。
- カ 国道150号の4車線化の建設促進に関する事。
- キ 新東名高速道路に関する事。
- ク 太田川原野谷川治水水防組合に関する事。
- ケ 急傾斜地崩壊対策事業に関する事。
- コ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に関する事。

第8条第1項各号を次のように改める。

(1) 行政法務係

- ア 市の公告式に関する事。
- イ 市議会の招集及び議案に関する事。
- ウ 政策法務の推進に関する事。
- エ 法令の解釈及び運用並びに法的助言に関する事。
- オ 条例、規則等の審査及び整備に関する事。
- カ 顧問弁護士に関する事。
- キ 訴訟、審査請求等に関する事務の総括に関する事。
- ク 文書の例式に関する事。
- ケ 文書の收受、発送及び印刷に関する事。
- コ 保存文書の管理に関する事。

- サ 文書事務の指導に関する事。
- シ 情報公開に関する事。
- ス 個人情報保護に関する事。
- セ 行政手続の適正化及び総合調整に関する事。
- ソ 財産区に関する事。
- タ 公平委員会に関する事。
- チ 固定資産評価審査委員会に関する事。
- ツ 選挙管理委員会に関する事。

(2) 人材育成係

- ア 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- イ 職員の勤務成績の評定に関する事。
- ウ 職員の研修に関する事。
- エ 職員に対する不当要求行為及び職員の法令遵守に関する事。

(3) 給与厚生係

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- イ 特別職の報酬等に関する事。
- ウ 特別職報酬等審議会に関する事。
- エ 職員の福利厚生及び安全衛生に関する事。
- オ 衛生委員会に関する事。
- カ 年金者連盟に関する事。
- キ 公務災害補償に関する事。
- ク 職員共済組合及び職員互助会に関する事。
- ケ 職員団体に関する事。
- コ 職員退職手当基金に関する事。

第8条第2項第1号カ中「及び財政健全化基金」を「、財政健全化基金及びふるさと応援基金」に改め、同条第3項第4号中「地籍調査室地籍調査係」を「地籍調査係」に改める。

第9条第1項各号を次のように改める。

(1) 秘書係

- ア 市長及び副市長の秘書に関する事。
- イ 法令に基づく委員の任命に関する事。

ウ 式典及び交際に関すること。

エ 表彰及び栄典に関すること。

オ 公印の管守に関すること。

(2) 地域創生戦略室経営戦略係

ア 市政の基本施策に関すること。

イ 総合計画及び実施計画に関すること。

ウ 新市建設計画に関すること。

エ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画の策定及び調整に関すること。

オ 地域創生総合戦略の推進及び総合調整に関すること。

カ 庁議その他の庁内会議に関すること。

キ 各種事務事業の総合調整に関すること。

ク 行政評価に関すること。

ケ 組織構成及び職員定数に関すること。

コ 職員の事務引継に関すること。

サ 広域行政の推進及び関係市町村との連絡調整に関すること。

シ 高等教育機関に関すること。

ス 総合教育会議に関すること。

セ 住民投票に関すること。

ソ 指定統計調査その他各種統計調査に関すること。

タ 公益通報者保護の総括に関すること。

(3) 地域創生戦略室行革推進係

ア 各種事務事業の改善に関すること。

イ 行政改革の調査研究及び実施に関すること。

ウ 指定管理者制度に関すること。

エ 公共施設マネジメントに関すること。

第9条第2項を次のように改める。

2 シティプロモーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 広報広聴係

ア 市政情報の提供並びに広報刊行物の発行及びその配付に関すること。

イ 市ホームページの総合調整に関すること。

- ウ 広聴活動に関する事。
- エ 行政相談に関する事。
- オ 請願、陳情及び要望（自治会からの要望を除く。）に関する事。
- カ 報道機関との連絡調整に関する事。

(2) シティプロモーション係

- ア シティプロモーションに関する事。
- イ 移住及び定住に関する事。

第9条第3項及び第4項を削り、同条第5項第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キからケまでを削り、同項第2号に次のように加え、同項を同条第3項とする。

- ウ 電子計算業務に係る組織の管理及び運用に関する事。
- エ 各種ネットワーク及び端末等関連機器の管理及び運用に関する事。
- オ 情報セキュリティに関する事。

第9条第6項を同条第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

（市民協働部各課の分掌事務）

第9条の2 生涯学習協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自治活動支援係

- ア 地域自治組織の育成支援及び総合調整に関する事。
- イ 地域自治組織からの要望に関する事。
- ウ 区長会及び区長会連合会の事務に関する事。
- エ 中央集会及び地区集会に関する事。
- オ 地縁による団体の認証に関する事。
- カ 各自治区内の道路、水路等の維持修繕に関する事。
- キ 行政区の設定に関する事。

(2) 男女協働係

- ア 男女共同参画社会実現に関する企画及び推進に関する事。
- イ 男女共同参画社会実現のための普及啓発活動に関する事。
- ウ 男女共同参画関係団体との連絡調整に関する事。
- エ 多文化共生に関する事。

(3) 地域交通係

- ア 地域づくりに関する計画及び事業の総合調整に関する事。

- イ 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）に関する事。
- ウ 辺地総合整備計画に関する事。
- エ 中山間地域の振興に関する事。
- オ 交通政策の総合調整及び推進に関する事。
- カ バス路線の拡充整備及び維持管理に関する事。
- キ 新たな交通施策導入の調査及び研究に関する事。
- ク JR満水新駅の設置に係る調査及び研究に関する事。
- ケ 森の都ならこの里の管理運営に関する事。
- コ 天竜浜名湖鉄道株式会社に関する事。
- サ 株式会社森の都ならこゝに関する事。

(4) 協働推進室協働推進係

- ア 生涯学習の総合調整に関する事。
- イ 市民活動の活性化及び協働の推進に関する事。
- ウ 特定非営利活動法人設立の認証等に関する事。
- エ 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の育成等に関する事。
- オ 市民活動等に関する人材育成に関する事。
- カ 市民活動関係諸団体との連絡調整に関する事。
- キ まちづくり協働センターの運営に関する事。
- ク 地区まちづくり協議会の育成支援及び総合支援に関する事。
- ケ 地域生涯学習センターの管理運営に関する事。

2 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化政策係

- ア 掛川市文化振興計画に関する事。
- イ 掛川市文化政策審議会に関する事。
- ウ 公益財団法人掛川市生涯学習振興公社に関する事。
- エ 生涯学習センターの管理運営に関する事。
- オ 美感ホールの管理運営に関する事。
- カ 文化会館シオーネの管理運営に関する事。
- キ 掛川城天守閣及び掛川城御殿の管理運営に関する事。
- ク 二の丸茶室の管理運営に関する事。

- ケ 竹の丸の管理運営に関すること。
- コ 清水邸の管理運営に関すること。
- サ 二の丸美術館の管理運営に関すること。
- シ ステンドグラス美術館の管理運営に関すること。
- ス 美術館協議会に関すること。
- セ 文化芸術振興基金に関すること。

(2) 文化振興係

- ア 市民文化に関する事業の企業立案に関すること。
- イ 市民文化の振興に関すること。
- ウ 市民文化団体の指導育成に関すること。
- エ 市民文化団体との連絡調整に関すること。
- オ その他市民文化の振興に関すること。

3 スポーツ振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ振興係

- ア スポーツの振興に関すること。
- イ スポーツ振興事業の企画立案に関すること。
- ウ 生涯スポーツの普及、指導及び奨励に関すること。
- エ スポーツ関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。
- オ スポーツ推進委員に関すること。
- カ スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。
- キ 小中学校体育施設の開放に関すること。
- ク 掛川球場整備基金に関すること。

(2) W杯・オリパラ対策室

- ア ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。

4 観光交流課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 観光交流係

- ア 観光の振興に関すること。
- イ 観光事業の計画及び実施に関すること。
- ウ 観光行事及び観光施設の宣伝紹介に関すること。

- エ 観光関係団体との連絡調整に関する事。
- オ 観光施設の整備及び管理に関する事。
- カ 健康ふれあい館の管理運営に関する事。
- キ プラザ大須賀に関する事。
- ク 観光施設整備基金及び健康ふれあい館基金に関する事。
- ケ グリーンツーリズムに関する事。
- コ 広域観光及びDMOの推進に関する事。

第10条第2項及び第3項を次のように改める。

2 健康づくり課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 健康企画課

- ア 健康づくり施策の企画及び普及啓発に関する事。
- イ 健康づくり推進協議会に関する事。
- ウ 保健センターの管理運営に関する事。
- エ 医師会、歯科医師会その他関係団体に関する事。
- オ 各種予防接種に関する事。
- カ 感染症予防に関する事。
- キ 新型インフルエンザ等対策本部に関する事。

(2) 母子保健係

- ア 母子手帳の交付及び妊婦の健康管理に関する事。
- イ 母子の教育、相談、訪問その他保健指導に関する事。
- ウ 母子の健康診査に関する事。
- エ 養育医療申請の受付に関する事。

(3) 成人保健係

- ア 生活習慣予防に関する教育、相談、訪問その他保健指導に関する事。
- イ 結核検診に関する事。
- ウ 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業等に関する事。
- エ 保健活動推進委員に関する事。
- オ 食生活推進協議会に関する事。

(4) 特定健診係

- ア 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定

保健指導に関すること。

イ 掛川市国民健康保険条例（平成17年掛川市条例第113号）に基づく保健事業に関すること。

3 健康長寿課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高齢者政策係

ア 高齢者保健福祉計画に関すること。

イ 介護保険事業計画に関すること。

ウ 地域密着型介護予防サービス事業所の指定、指導及び監督に関すること。

エ 介護サービス事業者の指導に関すること。

オ 介護サービス適正化事業に関すること。

カ 養護老人ホームの入所措置に関すること。

キ 老人福祉センターの管理運営に関すること。

ク ききょう荘の管理運営に関すること。

ケ 小笠老人ホーム施設組合に関すること。

コ シルバー人材センターに関すること。

サ その他高齢者福祉に関すること。

(2) 保険給付係

ア 介護保険被保険者の資格管理に関すること。

イ 介護保険の給付に関すること。

ウ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。

エ 介護保険システムの運用に関すること。

オ 介護保険特別会計に関すること。

カ 介護保険給付支払準備基金に関すること。

(3) 介護認定係

ア 介護認定の受付に関すること。

イ 介護認定調査及び医師の意見書の請求に関すること。

ウ 介護サービス計画作成依頼届出書の受付に関すること。

エ 小笠掛川介護認定審査会に関すること。

(4) 予防支援係

ア 地域包括支援センターに関すること。

イ 高齢者の健康増進に関すること。

- ウ 高齢者の権利擁護に関すること。
- エ 成年後見制度に関すること。
- オ 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

第10条第5項第1号に次のように加える。

- ク 希望の丘の総合調整に関すること。
- ケ 救急医療に関すること。
- コ 中東遠看護専門学校組合に関すること。

第10条第5項第2号中エ及びオを削り、同項第5号オ及び第6号オ中「高齢者支援課」を「健康長寿課」に改める。

第10条の2第1号中オを削り、カをオとし、同条に次の1号を加える。

(2) 南部認定こども園化推進室

- ア 大東・大須賀区域の認定こども園化に関すること。

第10条の2に次の1項を加える。

2 こども希望課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) こども家庭係

- ア 児童福祉に関すること。
- イ 母子福祉に関すること。
- ウ 児童扶養手当に関すること。
- エ 児童手当に関すること。
- オ 学童保育に関すること。
- カ 児童虐待、家庭内暴力等に係る相談に関すること。
- キ 家庭児童相談業務に関すること。
- ク 子ども医療に関すること。
- ケ こども希望基金に関すること。

(2) こども育成係

- ア 保育園及び認定こども園の設置及び廃止に関すること。
- イ 幼稚園及び認定こども園の管理運営に関すること。
- ウ 保育園、幼稚園及び認定こども園の保育料に関すること。
- エ 保育園、幼稚園及び認定こども園に勤務する職員の研修の企画及び運営に関すること。
- オ 幼稚園及び認定こども園の組織編成及び保育指導に関すること。

- カ 子育て支援センターにおける支援業務に関する事。
- キ 私立の保育園、幼稚園及び認定こども園の運営補助及び連絡調整に関する事。
- ク 認可外保育施設の運営補助に関する事。
- ケ 家庭的保育事業に関する事。
- コ 乳幼児の特別支援教育に関する事。

第10条の3を削る。

第11条第1項を次のように改める。

第11条 産業労働政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 創業・労政係

- ア 中小企業の振興に関する事。
- イ 中小企業の金融対策に関する事。
- ウ 商業、工業及び農業の連携の促進に関する事。
- エ 地場産品を活用した商品開発に関する事。
- オ 起業及び新分野への進出に関する支援に関する事。
- カ 新産業の育成及び支援に関する事。
- キ コミュニティビジネスに関する事。
- ク 中東遠タスクフォースセンターに関する事。
- ケ 雇用の促進に関する事。
- コ 雇用対策協定の推進に関する事。
- サ 労働環境の整備に関する事。
- シ 職業訓練に関する事。
- ス 内職相談に関する事。
- セ 勤労者福祉に関する事。
- ソ 勤労者福社会館の管理運営に関する事。

(2) 商業振興係

- ア 商業の振興及び調整に関する事。
- イ 商工業関係団体との連絡調整に関する事。
- ウ これっしか処に関する事。
- エ 株式会社これっしかどころに関する事。
- オ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事。

- カ ふるさと納税に関する事。
- キ 計量器及び計量指導に関する事。
- ク 消費者保護及び消費者相談に関する事。
- ケ 消費者関係団体との連絡調整に関する事。
- コ 掛川市消費生活センターに関する事。

(3) 企業誘致推進室企業誘致推進係

- ア 工業振興に関する事。
- イ 企業立地に関する事。
- ウ 工業用水に関する事。

(4) 中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係

- ア 駅北土地区画整理事業の清算に関する事。
- イ 中心市街地の再開発事業等に関する事。
- ウ 中心市街地の活性化推進に関する事。
- エ TMOの推進及び指導に関する事。
- オ 中心市街地活性化基金に関する事。
- カ かけがわ街づくり株式会社に関する事。
- キ JR掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関する事。
- ク 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営並びに路外駐車場に関する事。
- ケ 放置自転車防止対策に関する事。
- コ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関する事。

第11条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境政策係

- ア 環境施策の企画及び推進に関する事。
- イ 環境基本計画に関する事。
- ウ 地球温暖化防止に関する事。
- エ 省資源、省エネルギー及び自然エネルギーの普及促進に関する事。
- オ 自然保護に関する事。
- カ EMSの普及に関する事。

キ 環境基金に関すること。

(2) 公害衛生係

ア 特定施設の公害の調査及び防止対策に関すること。

イ 家庭排水の対策に関すること。

ウ 感染症等の消毒に関すること。

エ 衛生害虫等の駆除相談及び指導に関すること。

オ 狂犬病予防並びに動物の保護及び管理指導に関すること。

カ 道路上等における動物の死体処理に関すること。

キ 環境衛生関係団体との連絡調整に関すること。

ク 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務に関すること。

ケ 富士見台霊園に関すること。

コ 東遠地区聖苑組合に関すること。

(3) ごみ減量推進係

ア ごみの収集、分別、減量及びリサイクルの実施及びその推進に関すること。

イ ごみの不法投棄の防止に関すること。

ウ 放置廃棄物の処理に関すること。

エ 一般廃棄物収集業務の総合調整に関すること。

オ 一般廃棄物処理業者の許可等に関すること。

カ 一般廃棄物最終処分場の管理に関すること。

キ 産業廃棄物に係る県等との連絡調整に関すること。

ク 広域的な廃棄物処理の調査及び研究に関すること。

ケ 高瀬瓦礫処理場跡地整備基金に関すること。

コ 掛川市・菊川市衛生施設組合に関すること。

第12条第1項第3号カ中「長期優良住宅建築等計画」の次に「及び低炭素建築物新築等計画」を加え、同条第2項第1号ア中「都市計画街路」を「都市計画道路」に改め、同号イ中「県施行都市計画街路受託事業」を「県施行街路受託事業」に改め、同項第2号ア中「道路」の次に「及び橋梁」を加え、同項第3号ア中「橋梁、」を削り、同条第4項第2号イ中「都市計画街路」を「都市計画道路」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 公園緑化係

ア 公園整備計画に関すること。

- イ 緑化の基本施策に関すること。
- ウ 各種公園施設の維持管理に関すること。
- エ 県立自然公園に関すること。
- オ 街路樹等の維持管理に関すること。
- カ 緑の保全及び緑化の推進に関すること。
- キ 緑化推進関係団体との連絡調整に関すること。
- ク 生涯学習公園化基金に関すること。
- ケ 松食い虫対策に関すること。
- コ 希望の森づくりに関すること。

第14条第1号オ(ス)及び第15条第1号エ(ソ)中「入退去に関する手続」を「管理」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(掛川市会計規則の一部改正)
- 2 掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設 置 箇 所		出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画政策課		
	シティプロモーション課		
	IT政策課		
	市民課		
市民協働部	生涯学習協働推進課		
	文化振興課		
	スポーツ振興課		
	観光交流課		
健康福祉部	福祉課		
	健康づくり課		
	健康長寿課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
環境経済部	産業労働政策課		
	農林課		
	お茶振興課		
	環境政策課		

都市建設部	都市政策課		
	土木課		
	下水整備課		
	維持管理課		
危機管理部	危機管理課		
支所		支所長の職にある者	
出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納
教育部	学務課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学校教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設 置 箇 所		分任出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	企画政策課		
	シティプロモーション課		
	IT政策課		
	市民課		
市民協働部	生涯学習協働推進課		
	文化振興課		
	スポーツ振興課		
	観光交流課		
健康福祉部	福祉課		
	健康づくり課		
	健康長寿課		
	国保年金課		
	地域医療推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
環境経済部	産業労働政策課		
	農林課		
	お茶振興課		
	環境政策課		

都市建設部	都市政策課
	土木課
	下水整備課
	維持管理課
危機管理部	危機管理課
支所	
出納局	
教育部	学務課
	学校教育課
	社会教育課
	図書館
議会事務局	
監査委員事務局	
消防本部	消防総務課
	予防課

(掛川市物品管理規則の一部改正)

- 3 掛川市物品管理規則（平成17年掛川市規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第14号中

「	部 調 整 室	部 室 長	部 付 担 当	」	を	「	部 政 策 室	部 室 長	部 付 担 当	」	に改める。
---	------------------	-------	---------	---	---	---	------------------	-------	---------	---	-------

(掛川市福祉事務所規則の一部改正)

- 4 掛川市福祉事務所規則（平成17年掛川市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

課 名	係 名
福祉課	社会福祉係 障がい者福祉係
健康長寿課	高齢者政策係

第3条第2項中「福祉事務所調整室」を「福祉事務所政策室」に、「調整庶務係」を「政策調整係」に改める。

第5条第2項中「高齢者支援課」を「健康長寿課」に改め、同条第3項中「福祉事務所調整室」を「福祉事務所政策室」に、「健康福祉部調整室」を「健康福祉部政策室」に改め、同条第4項の表中

「

障害者福祉係の職員	行政組織規則に規定する障害者福祉係の職員
-----------	----------------------

」

を

「

障がい者福祉係の職員	行政組織規則に規定する障がい者福祉係の職員
------------	-----------------------

」

に、

「

調整庶務係の職員	行政組織規則に規定する調整庶務係の職員
----------	---------------------

」

を

「

政策調整係の職員	行政組織規則に規定する政策調整係の職員
----------	---------------------

」

に改める。

第6条第1項第2号中「障害者福祉係」を「障がい者福祉係」に改め、同号オ中「その他障害者福祉」を「その他障がい者福祉」に改め、同条第2項中「高齢者支援課」を「健康長寿課」に改め、同条第3項中「福祉事務所調整室」を「福祉事務所政策室」に改め、同項第1号中「調整庶務係」を「政策調整係」に改める。

(掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部改正)

5 掛川市特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成25年掛川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第12条第1項中「企画政策部生涯学習協働推進課」を「市民協働部生涯学習協働推進課」に改める。